

# 新型コロナウイルス感染症に 関わる支援制度について

令和2年7月

大石田町

【本資料の内容は令和2年7月1日現在のものです】

## 【目次】

### 1. 生活資金や事業資金に関する支援

#### (1) 給付金・支援金

|                    |    |       |
|--------------------|----|-------|
| ①特別定額給付金           | 3  | 【個人】  |
| ②持続化給付金            | 4  | 【事業主】 |
| ③子育て世帯への臨時特別給付金    | 5  | 【個人】  |
| ④子育て世帯応援特別給付金      | 5  | 【個人】  |
| ⑤雇用調整助成金の特例措置      | 6  | 【事業主】 |
| ⑥山形県緊急経営改善支援金      | 7  | 【事業主】 |
| ⑦山形県緊急経営改善支援金への上乗せ | 8  | 【事業主】 |
| ⑧事業継続支援給付金         | 8  | 【事業主】 |
| ⑨大石田「まるごと満喫手形」発行事業 | 9  | 【宿泊者】 |
| ⑩畜産経営減収対策緊急支援事業    | 9  | 【事業主】 |
| ⑪花き農家経営減収対策緊急支援事業  | 10 | 【事業主】 |
| ⑫「来迎寺在来」消費促進緊急対策事業 | 11 | 【事業主】 |
| ⑬小中学校就学援助事業        | 12 | 【個人】  |

#### (2) 税、上下水道などの納期延長・猶予・減免・免除

|   |    |          |
|---|----|----------|
| ①町税の徴収猶予の特例   | 13 | 【個人・事業主】 |
| ②国税の納税猶予（特例猶予）                                      | 14 | 【個人・事業主】 |
| ③国民健康保険税の減免、徴収猶予                                    | 15 | 【個人】     |
| ④中小企業・小規模事業者の保有する事業用家屋及び設備等<br>の償却資産に対する固定資産税等の軽減措置 | 16 | 【個人・事業主】 |
| ⑤生産性向上に向けた固定資産税の特例措置の拡充延長                           | 17 | 【個人・事業主】 |
| ⑥軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長                                | 18 | 【個人・事業主】 |
| ⑦介護保険料の減免、徴収猶予                                      | 19 | 【個人】     |
| ⑧後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予                                 | 20 | 【個人】     |
| ⑨国民年金保険料の免除、猶予（特例）                                  | 21 | 【個人】     |
| ⑩厚生年金保険料等の猶予  | 21 | 【個人】     |
| ⑪上下水道料金の納期延長、免除                                     | 22 | 【個人・事業主】 |
| ⑫次子簡易水道料金の納期延長、減免                                   | 23 | 【個人・事業主】 |
| ⑬農業集落排水使用料の納期延長、減免                                  | 24 | 【個人・事業主】 |
| ⑭町営住宅家賃の納期延長、減免                                     | 25 | 【個人】     |
| ⑮県営住宅家賃の納期延長、減免                                     | 25 | 【個人】     |

### (3) 資金の融資等

- ①生活福祉資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26【個人】
- ②住居確保給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27【個人】
- ③生活困窮者自立相談支援事業・・・・・・・・・・ 27【個人】
- ④大石田町たすけあい金庫・・・・・・・・・・ 28【個人】
- ⑤山形県商工業振興資金制度・・・・・・・・・・ 29【事業主】
- ⑥新型コロナウイルス感染症特別貸付・・・・・・・・ 30【事業主】
- ⑦危機対応融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31【事業主】
- ⑧新型コロナウイルス対策マル経融資（特例措置）・・ 32【事業主】
- ⑨特別利子補給制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 32【事業主】

## 2. 新型コロナウイルスの感染等により仕事を休んだ場合の支援

### (1) 個人向け

- ①小学校休業等対応支援金・・・・・・・・・・・・・・・・ 33【個人】
- ②傷病手当金（国民健康保険）・・・・・・・・・・ 34【個人】
- ③傷病手当金（国民健康保険以外）・・・・・・・・ 35【個人】

### (2) 事業所主向け

- ①小学校休業等対応助成金・・・・・・・・・・・・・・・・ 36【事業主】

# 1. 生活資金や事業資金に関する支援

## (1) 給付金・支援金

|                |   |             |  |                |  |
|----------------|---|-------------|--|----------------|--|
| 制度の名称          | 特別定額給付金【個人】   |             |  |                |  |
| 支援の内容          | <p>【概要】<br/>町民一人につき10万円を給付します。給付を受けるには申請が必要になります。</p> <p>【給付対象者】<br/>令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方が給付対象者です。</p> <p>【受給権者】<br/>給付対象者が属する世帯の世帯主が受給権者になります。(原則)<br/>DV被害などを理由に避難している場合はご相談ください。</p> <p>【申請方法】<br/>町から郵送された申請書に必要事項を記入し返送するか、オンラインでの申請が基本になります。郵送等での申請が難しい場合はご相談ください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>郵送申請</b></td> <td>申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに返信用封筒で返送ください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>オンライン申請</b></td> <td>マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータルサイト」からオンラインで申請できます。</td> </tr> </table> | <b>郵送申請</b> | 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに返信用封筒で返送ください。 | <b>オンライン申請</b> | マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータルサイト」からオンラインで申請できます。 |
| <b>郵送申請</b>    | 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに返信用封筒で返送ください。  |             |  |                |  |
| <b>オンライン申請</b> | マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータルサイト」からオンラインで申請できます。  |             |  |                |  |
| 必要なもの          | <p>○本人確認できるもの(運転免許証などの写し)</p> <p>○振込先口座を確認できるもの(通帳などの写し)</p>  |             |  |                |  |
| 受付期間           | 5月15日(金)～8月14日(金)   |             |  |                |  |
| 問い合わせ          | 大石田町まちづくり推進課 政策推進グループ 35-2111(内線222)  |             |  |                |  |

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>持続化給付金【事業主】</b>   |
| 支援の内容 | <p><b>【概要】</b><br/>         新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者を対象に、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p><b>【給付額】</b><br/>         法人・・・・・・・・２００万円上限<br/>         個人事業者・・１００万円上限</p> <p><b>【対象事業者】</b><br/>         ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で５０％以上減少している事業者<br/>         ②２０１９年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者<br/>         ③法人の場合は「資本金の額又は出資の総額が１０億円未満」又は「常時使用する従業員の数が２０００人以下」である事業者</p> <p><b>【申請方法】</b><br/>         中小企業庁のホームページからオンラインでの申請になります。</p> |
| 必要なもの | ①２０１９年（法人は全事業年度）確定申告書類<br>②売上減少となった月の売上台帳の写し<br>③通帳の写し<br>④身分証明書の写し  |
| 申請の期限 | 令和２年５月１日（金）～ 令和３年１月１５日（金）  |
| 問い合わせ | 中小企業庁 持続化給付金事業 コールセンター ０１２０-１１５-５７０  |

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>子育て世帯への臨時特別給付金【個人】</b>  |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対して、臨時に特別給付金を支給します。</p> <p>【対象者】<br/>令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月31日まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。</p> <p>【支給額】<br/>児童1人につき1万円</p> <p>【申請方法】<br/>手続きは不要です。</p> |
| 給付予定日 | 6月に支給する児童手当に合わせて給付を予定しています。  |
| 問い合わせ | 大石田町保健福祉課 福祉グループ 35-2111（内線134）  |

|                    |   |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |
|--------------------|---|----------|----------|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|-----------|
| 制度の名称              | <b>子育て世帯応援特別給付金（町独自）</b>  |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |
| 支援の内容              | <p>【概要】<br/>子育て世帯に対する経済的な支援を実施するため支給します。</p> <p>【対象者及び支給額】<br/>5月15日現在で町に住所を有する方のうち、以下の者を対象とします。</p> <table border="0"> <tr> <td>①児童手当受給者</td> <td>1人につき1万円</td> </tr> <tr> <td>②4月1日から5月15日までの出生児</td> <td>1人につき2万円</td> </tr> <tr> <td>③高校2、3年生</td> <td>1人につき2万円</td> </tr> <tr> <td>④特例給付受給者</td> <td>1人につき2万円</td> </tr> <tr> <td>⑤児童扶養手当支給世帯</td> <td>1世帯につき1万円</td> </tr> </table> <p>【申請方法】<br/>町より6月上旬に申請書等を対象者に郵送します。</p> | ①児童手当受給者 | 1人につき1万円 | ②4月1日から5月15日までの出生児 | 1人につき2万円 | ③高校2、3年生 | 1人につき2万円 | ④特例給付受給者 | 1人につき2万円 | ⑤児童扶養手当支給世帯 | 1世帯につき1万円 |
| ①児童手当受給者           | 1人につき1万円  |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |
| ②4月1日から5月15日までの出生児 | 1人につき2万円  |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |
| ③高校2、3年生           | 1人につき2万円  |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |
| ④特例給付受給者           | 1人につき2万円  |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |
| ⑤児童扶養手当支給世帯        | 1世帯につき1万円   |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |
| 給付予定日              | 申請受付後に順次支給手続きを開始します。  |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |
| 問い合わせ              | 大石田町保健福祉課 福祉グループ 35-2111（内線134）   |          |          |                    |          |          |          |          |          |             |           |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>制度の名称</p> | <p><b>雇用調整助成金の特例措置【事業主】</b></p>  |
| <p>支援の内容</p> | <p><b>【概要】</b><br/>         新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当（賃金の6割以上支給）の一部または全部を助成します。</p> <p><b>【助成率（中小企業）】</b></p> <p>①基本：4/5</p> <p>②解雇していない等の要件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業手当×10/10</li> </ul> <p>③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ<br/>         （中小企業 2,400 円、大企業 1,800 円）</p> <p>※①②ともに一人当たりの1日あたりの上限額は 15,000 円</p> <p><b>【対象事業者】</b><br/>         新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主</p> <p><b>【申請方法】</b><br/>         ハローワークでの申請になります。</p> |
| <p>必要なもの</p> | <p>申請書類の他に、出勤簿又はタイムカードの写し、就業規則又は労働条件通知書の写し、賃金台帳の写し、給与規定、雇用調整に係る計画届などが必要になりますので、ハローワークにお問い合わせください。</p>  |
| <p>問い合わせ</p> | <p>ハローワークむらやま 55-8609</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | <b>山形県緊急経営改善支援金【事業主】</b>   |
| 支援の内容  | <p>【概要】<br/>         県知事の自粛要請に応じ、4月25日から5月10日までに営業を自粛した県内事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために経営改善を検討する場合に支援します。</p> <p>【支援額】<br/>         法人・・・20万円<br/>         個人事業者・・・10万円（施設を賃借している場合は20万円）</p> <p>【申請方法】<br/>         町産業振興課に申請書類を提出してください。<br/>         ※支援金は県から直接振り込まれます。</p>  |
| 必要なもの  | <p>①支援金交付申請書</p> <p>②経営実態が確認できる書類（下記のいずれか1つ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可証の写し（許可が必要な業種は必須）</li> <li>・確定申告書の写し</li> <li>・直近の帳簿等</li> </ul> <p>③施設等を賃借している個人事業者は、賃借の実態が確認できる資料</p> <p>④営業自粛の状況が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業自粛期間を告知する店頭張り紙の写し</li> <li>・営業自粛を告知するホームページの写し</li> </ul> <p>など</p> |
| 申請受付期間 | 5月11日から6月30日まで   |
| 問い合わせ  | 山形県産業労働部 商工産業政策課<br>023-630-3151、023-630-2360<br>大石田町産業振興課 商工観光グループ 35-2111（内線 145）  |



|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>山形県緊急経営改善支援金への上乗せ【事業主】</b>  |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>         県知事の自粛要請に応じ、4月25日から5月10日までに休業した事業者のうち、山形県緊急経営改善支援金の対象となった事業者に対し上乗せ支援を行います。</p> <p>【交付額】<br/>         1事業者あたり5万円</p> <p>【申請方法】<br/>         山形県緊急経営改善支援金の交付決定の通知を基に、該当事象者に申請書等を送付しますので、必要事項を記入の上、送付してください。</p> |
| 必要なもの | <p>①交付申請書<br/>         ②支援金交付請求書</p>   |
| 問い合わせ | 大石田町産業振興課 商工観光グループ 35-2111（内線 145）   |

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>事業継続支援給付金</b>   |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>         新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が20%以上減少した月があり、今後も事業継続の意思がある事業者に対し給付金を交付します。</p> <p>【交付額】<br/>         1事業者あたり5万円</p> <p>【申請方法】<br/>         大石田町商工会事務局に申請書類を提出してください。</p> |
| 必要なもの | <p>①申請書<br/>         ②令和元年分確定申告書の写し<br/>         ③売上減少となった月の売上台帳の写し<br/>         ④通帳の写し</p>  |
| 問い合わせ | 大石田町産業振興課 商工観光グループ 35-2111（内線 145）<br>大石田町商工会 事務局 35-2131  |

|       |   |
|-------|---|
| 制度の名称 | 大石田「まるごと満喫手形」発行事業   |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>町内宿泊施設、飲食店、お土産、タクシー等で使える手形（クーポン券）を発行する。</p> <p>【交付額】<br/>手形2,000円分</p> <p>【対象者】<br/>町内の宿泊施設へ宿泊した方</p> |
| 問い合わせ | 大石田町産業振興課 商工観光グループ 35-2111（内線 145）  |

|       |   |
|-------|---|
| 制度の名称 | 畜産経営減収対策緊急支援事業  |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な影響を受けている畜産農家（繁殖、肥育、酪農及び地鶏等）の事業継続を支援する。</p> <p>【交付額】<br/>4月から6月までの3か月間の飼料購入費の一部（10%）を助成する。</p> <p>【申請方法】<br/>町産業振興課に申請書類を提出してください。</p> |
| 必要なもの | <p>①申請書</p> <p>②納品書（飼料購入明細書）の写し</p> <p>③領収書の写し</p> <p>④通帳の写し</p>  |
| 申請期限  | 令和2年8月31日   |
| 問い合わせ | 大石田町産業振興課 農林グループ 35-2111（内線143）   |

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | 花き農家経営減収対策緊急支援事業   |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な影響を受けている花き農家の事業継続を支援する。</p> <p>【交付額】<br/>昨年及び今年度の4月から6月までの3か月間における1本当たりの月の平均出荷価格の差額に80%（上限50円/本）を乗じた額に、本年度の対応月の出荷本数を乗じた額を助成する。</p> <p>【申請方法】<br/>町産業振興課に申請書類を提出してください。</p> |
| 必要なもの | <p>①申請書</p> <p>②令和元年度の出荷証明書（売上本数及び単価の分かる資料）</p> <p>③売上減少となった月の出荷証明書（売上本数及び単価の分かる資料）</p> <p>④通帳の写し</p>  |
| 申請期限  | 令和2年8月31日  |
| 問い合わせ | 大石田町産業振興課 農林グループ 35-2111（内線143）  |

|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | <b>「来迎寺在来」消費促進緊急対策事業</b>   |
| 支援の内容  | <p><b>【概要】</b><br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、消費が減少した玄そばの流通を支援するため、蕎麦店を営む者に対し、玄そばの購入に要する経費の一部を支援する。</p> <p><b>【交付額】</b><br/>令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間に購入した玄そばで、購入費の最大5割を助成する。町内農業協同組合が販売する「来迎寺在来」を購入した場合は上限6,500円/俵、町内事業者が販売する「来迎寺在来以外」購入した場合は上限3,500円/俵とする。</p> <p><b>【申請方法】</b><br/>町産業振興課に申請書類を提出してください。</p> |
| 活用できる方 | <p>個人：町内に住所を有する者</p> <p>法人：町内に本店登記を行っている者</p>  |
| 必要なもの  | <p>①申請書</p> <p>②納品書（玄そば購入明細書）の写し</p> <p>③通帳の写し</p> <p>④領収書の写し</p>  |
| 申請期限   | 令和2年9月30日  |
| 問い合わせ  | 大石田町産業振興課 農林グループ 35-2111（内線143）  |

|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | <b>小中学校就学援助事業</b>  |
| 支援の内容  | <p>【概要】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減などの理由で、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費等、就学に係る費用の一部を援助する。</p> <p>【交付額】<br/>大石田町要保護及び準用保護児童生徒就学援助費支給要綱による。</p> <p>【申請方法】<br/>各学校を通じて申請書類等を配布します。</p> |
| 活用できる方 | 町内小中学校に在学する児童生徒の保護者  |
| 必要なもの  | <p>①申請書兼同意書</p> <p>②申立書</p> <p>③世帯全員（収入のある方全員）の減収後の給与明細（2ヶ月分以上）<br/>又は給与証明書</p> <p>④その他減収を証明する書類</p>   |
| 申請期限   | 令和2年8月31日  |
| 問い合わせ  | 大石田町教育文化課 学校教育グループ 35-2111（内線252）  |

## (2) 税、上下水道などの納期延長・猶予・減免・免除

|               |  |
|---------------|--|
| <p>制度の名称</p>  | <p><b>町税の徴収猶予の特例【個人・事業主】</b></p>   |
| <p>支援の内容</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、町税の納付が困難であると認められる場合には、申請により一年以内の期限に限り徴収の猶予を行います。</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること</p> <p>②一時に納付することが困難であること</p> <p>※上記要件のいずれも満たす方が対象となります。</p> <p><b>【対象となる町税】</b></p> <p>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税を対象とする。</p> <p><b>【特例猶予の申請期限】</b></p> <p>令和2年6月30日、又は猶予を受けようとする町税の納期限のいずれか遅い日までとする。</p> <p><b>【特例猶予の効果】</b></p> <p>担保不要、延滞金の免除</p> |
| <p>活用できる方</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響で相当な収入の減少があった納税者又は特別徴収義務者</p>  |
| <p>必要なもの</p>  | <p>①徴収猶予申請書 ②感染症等の影響による収入の減少等確認できる書類 ③財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類 ④猶予を受けようとする日以前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>⑤本人確認書類及び申込者の預貯金通帳等</p>  |
| <p>問い合わせ</p>  | <p>町民税務課 課税収納グループ 課税収納担当</p> <p>【TEL：35-2111（内線125）】</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | <b>国税の納税猶予（特例猶予）【個人・事業主】</b>   |
| 支援の内容  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が大幅に減少している場合には、申請により納期限から原則1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます。</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること。</p> <p>②国税を一時に納付することが困難であること。</p> <p><b>【対象となる国税】</b></p> <p>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税（所得税・法人税・消費税など）が対象。</p> <p><b>【特例猶予の申請】</b></p> <p>令和2年6月30日、又は猶予を受けようとする国税の納期限のいずれか遅い日までとする。</p> <p><b>【特例猶予の効果】</b></p> <p>猶予期間中の延滞金全額免除、申請に当たり担保提供不要</p> |
| 活用できる方 | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している納税者  |
| 必要なもの  | <p>①申請書 ②感染症等の影響による収入の減少等確認できる書類</p> <p>③財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>④猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>⑤本人確認書類及び申込者の預貯金通帳等</p>   |
| 問い合わせ  | <p>国税局猶予相談センター</p> <p>【TEL：0120-945-430】</p>   |

|        |   |
|--------|---|
| 制度の名称  | <b>国民健康保険税の減免、徴収猶予【個人】</b>  |
| 支援の内容  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難になったとき、所得の減少割合に応じて減免又は徴収猶予を行います。</p> <p><b>【国民健康保険税の減免】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○減免期間<br/>申し出から当該年度末まで</li> <li>○減免の対象となる世帯<br/>減免は、新型コロナウイルス感染症により、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世帯です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</li> <li>②主たる生計維持者の事業収入又は給与収入等（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの要件全てに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること</li> <li>ii 前年の地方税法に規定する総所得金額及び山林所得額等の合計額が1,000万円以下であること</li> <li>iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p><b>【減免額の算定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○減免額の算定についての詳細はお問い合わせください。</li> </ul> <p><b>【国民健康保険税の徴収猶予】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○猶予期間 申し出から6ヶ月</li> <li>○猶予となる条件<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき</li> </ul> |
| 活用できる方 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国民健康保険被保険者  |
| 必要なもの  | ①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業休止の届出書の写し等） ③収入等を証明する書類 ④貯金通帳の写し   |
| 申請の期限  | <p><b>【保険税の減免】</b> 減免を受けようとする納期の納期限</p> <p><b>【保険税の徴収猶予】</b> 猶予を受けようとする納期の納期限</p>   |
| 問い合わせ  | <p>町民税務課 課税収納グループ 課税収納担当</p> <p><b>【TEL：35-2111（内線125）】</b></p>   |



|   |  |   |     |             |      |         |    |
|---|--|---|-----|-------------|------|---------|----|
| 制度の名称                                   | <p><b>中小企業・小規模事業者の保有する事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税等の軽減措置</b></p>   |   |     |             |      |         |    |
| 支援の内容                                   | <p>新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者が保有する事業用家屋や設備等の償却資産に対する令和3年度の固定資産税及び都市計画税を軽減いたします。</p> <table border="1" data-bbox="403 669 1198 927"> <tr> <td>令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率</td> <td>減免率</td> </tr> <tr> <td>30%以上 50%未満</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少</td> <td>全額</td> </tr> </table> <p>(申請方法)<br/>事業者は、認定経営革新等支援機関等から次の①～③にかかる内容の確認を受ける。同機関発行の確認書を添付し、申請期限までに固定資産税を納付する市町村に軽減の申請を行う。</p> <p>①中小企業者等であること<br/>②事業収入の減少<br/>③特例対象家屋の居住用・事業用の割合</p> <p>(申請様式)<br/>国の統一申請様式が提示されましたらお知らせいたします。</p> | 令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率 | 減免率 | 30%以上 50%未満 | 2分の1 | 50%以上減少 | 全額 |
| 令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率 | 減免率  |   |     |             |      |         |    |
| 30%以上 50%未満                             | 2分の1   |   |     |             |      |         |    |
| 50%以上減少                                 | 全額   |   |     |             |      |         |    |
| 活用できる方                                  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者</p>   |   |     |             |      |         |    |
| 必要なもの                                   | <p>①個人（従業員数が1000人以下である旨の誓約書）<br/>法人（登記簿謄本の写し等）<br/>②会計帳簿<br/>③所得税青色・白色申告決算書、収支内訳書等<br/>④認定経営革新等支援機関の確認書</p>  |   |     |             |      |         |    |
| 申請の期限                                   | <p>令和3年1月31日まで</p>   |   |     |             |      |         |    |
| 問い合わせ                                   | <p>町民税務課 課税収納グループ 課税収納担当<br/>【TEL：35-2111（内線125）】</p>  |   |     |             |      |         |    |

|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | 生産性向上に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長  |
| 支援の内容  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資等を行う中小企業者・小規模事業者を支援するため、従来の対象設備等に一定の事業用家屋及び構築物を追加し、適用期限も2年延長する。</p> <p>&lt;対象設備&gt;<br/> (従来からの対象設備)<br/> ○機械装置・器具備品などの償却資産<br/> ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの。<br/> (新たに事業用家屋及び構築物を追加)<br/> ○事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。<br/> ○構築物(看板、広告塔等)は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの。</p> <p>&lt;特例措置・期限&gt;<br/> (減免対象)<br/> ○固定資産税等を投資後3年間ゼロに軽減<br/> (適用期限の延長)<br/> ○令和3年3月末までを令和5年3月末までの2年間延長</p> <p>&lt;留意点&gt;<br/> 本支援制度は、事前に認定経営革新等支援機関より「先端設備等導入計画」について確認を受けた上で、町から認定された設備、家屋が対象になります。</p> |
| 活用できる方 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資等を行う中小企業者・小規模事業者  |
| 必要なもの  | ①先端設備等導入計画書<br>②認定経営革新等支援機関の確認書  |
| 問い合わせ  | 町民税務課 課税収納グループ 課税収納担当<br>【TEL：35-2111（内線125）】  |

|          |   |                                     |   |
|----------|---|-------------------------------------|---|
| 制度の名称    | <b>軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長</b>                            |                                     |   |
| 支援の内容    | 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減します。 |                                     |   |
|          | 軽自動車<br>(自家用乗用車のみ)                                    | 平成31年4月1日～<br>令和元年9月30日<br>(自動車取得税) | 令和元年10月1日～<br><b>令和3年3月31日</b><br>(環境性能割) |
|          |   | エコカー減税適用後税率                         | 臨時的軽減税率                                   |
|          | 電気自動車   | 0%                                  | 0%  |
|          | 2020年度燃費基準<br>+40%達成者                                 | 0%                                  | 0%  |
|          | 2020年度燃費基準<br>+30%達成者                                 | 1.0%                                | 0%  |
|          | 2020年度燃費基準<br>+20%達成者                                 | 1.0%                                | 0%  |
|          | 2020年度燃費基準<br>+10%達成者                                 | 1.5%                                | 0%  |
|          | 2020年度燃費基準  | 1.6%                                | 1% → 0%                                   |
| 上記以外の自動車 | 2.0%  | 2% → 1%                             |   |
| 活用できる方   | 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に<br>新車・中古車を取得した者             |                                     |   |
| 問い合わせ    | 町民税務課 課税収納グループ 課税収納担当<br>【TEL：35-2111（内線125）】         |                                     |   |

|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | <b>介護保険料の減免、徴収猶予【個人】</b>   |
| 支援の内容  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難になったとき、所得の減少割合に応じて減免又は徴収猶予を行います。</p> <p>【介護保険料の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○減免期間<br/>申し出から当該年度末まで</li> <li>○減免の対象となる被保険者<br/>減免額は、新型コロナウイルス感染症により、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第1号被保険者（65歳以上）とする。<br/>なお、いずれの基準にも該当する場合は、①を適用する。</li> </ul> <p>① 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>② 主たる生計維持者の事業収入又は給与収入等（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第1号被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</li> <li>ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</li> </ul> <p>【減免額の算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○減免額の算定についての詳細はお問い合わせください。</li> </ul> <p>【保険料の徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○猶予期間 申し出から6ヶ月</li> <li>○猶予となる条件<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき</li> </ul> |
| 活用できる方 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上）   |
| 必要なもの  | ①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業休止の届出書の写し、診断書等） ③収入等を証明する書類 ④貯金通帳の写し  |
| 申請の期限  | <p>【保険料の減免】 減免を受けようとする納期の納期限</p> <p>【保険料の徴収猶予】 猶予を受けようとする納期の納期限</p>  |
| 問い合わせ  | 保健福祉課 福祉グループ 介護保険担当<br><b>【TEL：35-2111（内線132）】</b>   |

|        |   |
|--------|---|
| 制度の名称  | <b>後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予【個人】</b>   |
| 支援の内容  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難になったとき、所得の減少割合に応じて、山形県後期高齢者医療広域連合において、減免又は徴収猶予を行います。</p> <p>【後期高齢者医療保険料の減免】</p> <p>○減免期間<br/>申し出から当該年度末まで</p> <p>○減免の対象となる被保険者<br/>減免は、新型コロナウイルス感染症により、次の①又は②のいずれかに該当するに至った被保険者とする。</p> <p>① 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者</p> <p>② 主たる生計維持者の事業収入又は給与収入等（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの要件全てに該当する者</p> <p>i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>ii 前年の地方税法に規定する総所得金額及び山林所得額等の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>【減免額の算定】</p> <p>○減免額の算定についての詳細はお問い合わせください。</p> <p>【後期高齢者医療保険料の徴収猶予】</p> <p>○猶予期間 申し出から6ヶ月</p> <p>○猶予となる条件<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき</p> |
| 活用できる方 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した後期高齢者医療被保険者   |
| 必要なもの  | ①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業休止の届出書の写し、診断書等） ③収入等を証明する書類 ④貯金通帳の写し   |
| 申請の期限  | 【保険料の減免】 減免を受けようとする納期の納期限<br>【保険料の徴収猶予】 猶予を受けようとする納期の納期限  |
| 問い合わせ  | 保健福祉課 保健医療グループ 後期高齢者医療担当<br>【TEL：35-2111（内線136）】  |

|       |   |
|-------|---|
| 制度の名称 | <b>国民年金保険料の免除、猶予（特例）【個人】</b>  |
| 支援の内容 | <p>新型コロナウイルスの感染症の影響により納付が困難となった場合の臨時による特例免除等が受けられることがあります。</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>以下の①及び②のいずれにも該当することが必要です。</p> <p>①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われるなど収入が減少したこと</p> <p>②①の収入減少により、令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込みが、全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること</p> <p>※判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。</p> <p><b>【確認方法】</b></p> <p>「収入減少理由」「減収後の当年中の所得見込み」により簡易的な申し立てを行います。本人の申告をベースに判定を行います。</p> |
| 必要なもの | 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書  |
| 適用期間  | 特例による免除は令和2年2月分から6月分まで<br>（7月分以降は改めて申請が必要です。）   |
| 問い合わせ | 新庄年金事務所 【TEL：0233-22-2050】<br>日本年金機構のホームページ   |

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>厚生年金保険料等の猶予【個人】</b>   |
| 支援の内容 | <p><b>【換価の猶予】</b></p> <p>厚生年金保険料等一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に年金事務所へ申請することにより、猶予が認められる場合があります。</p> <p><b>【納付の猶予】</b></p> <p>次にいずれかに該当する場合であって、一時的に納付することが困難な時は、納付の猶予が認められる場合があります。</p> <p>①財産について災害を受け、または盗難にあったこと</p> <p>②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと</p> <p>③事業を廃止し、または休止したこと</p> <p>④事業について著しい損失を受けたこと</p> |
| 問い合わせ | 協会けんぽに加入の場合 新庄年金事務所 0233-22-2050<br>健康保険組合に加入の場合 各健康保険組合   |

|        |   |
|--------|---|
| 制度の名称  | 上下水道料金の納期延長、免除【個人・事業主】  |
| 支援の内容  | <p>【納期延長】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難な方を対象に、令和2年4月から9月請求分までの6ヵ月分の料金等の納期限をそれぞれ6ヵ月間延長します。</p> <p>【支払免除】<br/>緊急事態宣言が発令され、外出自粛等により特に影響があると思われる農業を除く小規模事業者の6月分（7月請求分）を免除します。</p>   |
| 活用できる方 | <p>【納期延長の対象となる方】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②のいずれかに該当する方<br/>①個人及び法人で令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、収入が前年同時期に比べ概ね20%以上減少した方<br/>②生活福祉資金制度における特例貸付を受けた方</p> <p>【支払免除の対象となる方】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、次に該当する方<br/>①農業を除く小規模事業者で、その事業収入が前年の当該事業収入から30%以上減少した方</p> |
| 必要なもの  | 収入が減少したことがわかる資料   |
| 申請の期限  | <p>【納期延長】納期の延長を受けようとする請求月の料金の納付期限まで</p> <p>【免除】令和2年7月21日まで</p> <p>※すでに納付された料金については支援の対象外</p>  |
| 問い合わせ  | <p>大石田町まちづくり推進課 生活安全グループ（35-2111 内線 225）</p> <p>尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 水道課業務係（23-2161）</p> <p>尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 下水道課業務係（23-2161）</p>   |

※小規模事業者：概ね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者

（卸売業、小売業又は宿泊業及び娯楽業を除くサービス業を主たる事業として営むものについては5人以下の事業者）

|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | <b>次年子簡易水道料金の納期延長、減免【個人・事業主】</b>   |
| 支援の内容  | <p>【納期延長】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難な方を対象に、令和2年5月から9月請求分までの5ヵ月分の料金等の納期限をそれぞれ6ヵ月間延長します。</p> <p>【減免】<br/>緊急事態宣言が発令され、外出自粛等により特に影響があると思われる飲食店の5月分（6月請求分）を減免します。</p>  |
| 活用できる方 | <p>【納期延長の対象となる方】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②のいずれかに該当する方<br/>①個人及び法人で令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、収入が前年同時期に比べ概ね20%以上減少した方<br/>②生活福祉資金制度における特例貸付を受けた方 等</p> <p>【減免の対象となる方】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、次に該当する方<br/>①飲食業を営むもので、その事業収入が前年の当該事業収入から30%以上減少した方</p> |
| 必要なもの  | 収入の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書の写し、診断書等）又は収入が減少していることを確認できる書類（預金通帳のコピーや数ヵ月分の給与明細等）   |
| 申請の期限  | <p>【納期延長】納期の延長を受けようとする請求月の料金の納付期限まで</p> <p>【減 免】5月分（6月請求分）の料金の納付期限まで</p> <p>※すでに納付された料金については支援の対象外</p>   |
| 問い合わせ  | 大石田町建設課 管理グループ<br>【 TEL : 35-2111（内線233）】  |



|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | <b>農業集落排水使用料の納期延長、減免【個人・事業主】</b>   |
| 支援の内容  | <p>【納期延長】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難な方を対象に、令和2年4月から9月分までの6ヵ月分の料金等の納期限をそれぞれ6ヵ月間延長します。</p> <p>【減免】<br/>緊急事態宣言が発令され、外出自粛等により特に影響があると思われる宿泊施設や飲食店を支払免除します。</p>  |
| 活用できる方 | <p>【納期延長の対象となる方】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①個人及び法人で令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、収入が前年同時期に比べ概ね20%以上減少した方</p> <p>②生活福祉資金制度における特例貸付を受けた方</p> <p>【減免の対象となる方】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響により、次に該当する方が対象です。</p> <p>①宿泊業及び飲食業を営む方で、その事業収入が前年の当該事業収入の30%以上減少した方</p> |
| 必要なもの  | 収入が減少したことがわかる資料  |
| 申請の期限  | <p>【納期延長】納期の延長を受けようとする請求月の料金の納付期限まで</p> <p>【減 免】5月分の料金の納付期限まで</p> <p>※すでに納付された料金については支援の対象外</p>  |
| 問い合わせ  | 大石田町産業振興課 農林グループ 農業集落排水担当<br>【 TEL : 35-2111 (内線144)】  |

|        |  |
|--------|--|
| 制度の名称  | <b>町営住宅家賃の徴収猶予、減免【個人】</b>  |
| 支援の内容  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少し、町営住宅家賃の納付が困難になった方の家賃の徴収を猶予又は減免できる場合があります。</p> <p><b>【徴収猶予】</b><br/> ○徴収猶予期間 納入期限から1か年以内で必要と認める期間<br/> ※徴収猶予期間中の使用料は、期間経過後に一括納付となります。</p> <p><b>【減免】</b><br/> ○減免期間 申請した翌月から3か月以内<br/> ※詳細はお問い合わせください。</p> |
| 活用できる方 | 町営住宅の入居者のうち新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した方（なお、収入には非課税所得（年金、児童手当等）を含みません）   |
| 必要なもの  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書の写し、診断書等）</li> <li>・収入が減少していることを確認できる書類（預金通帳のコピーや数か月分の給与明細等）</li> </ul>   |
| 申請の期限  | <p><b>【徴収猶予】</b> 徴収猶予を受けようとする請求月の家賃の納入期限まで</p> <p><b>【減免】</b> 減免を受けようとする請求月の家賃の納入期限まで</p> <p>※すでに納付された料金については支援の対象外</p>  |
| 問い合わせ  | 大石田町建設課 管理グループ<br>【TEL：35-2111（内線233）】   |

|        |   |
|--------|---|
| 制度の名称  | <b>県営住宅家賃の納期延長、減免【個人】</b>   |
| 支援の内容等 | <p>下記リンクを参照ください。</p> <p><a href="https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/seikatsu/koeijutaku/7180025copy_of_coronavirus.html">https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/seikatsu/koeijutaku/7180025copy_of_coronavirus.html</a></p> |
| 問い合わせ  | 山形県県営住宅指定管理者（株）西王不動産 本所<br>【TEL：023-647-0781】   |

### (3) 資金の融資

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>生活福祉資金制度 緊急小口資金【個人】</b>   |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の貸付を行います。</p> <p>【対象者】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>【貸付上限額】<br/>学校等の休業、個人事業主等の特例の場合・・・20万円以内<br/>その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・10万円以内</p> <p>【その他】<br/>据置期間 <u>1年以内</u>                      償還期限 <u>2年以内</u><br/>貸付利子 <u>無利子</u>                      保証人 <u>不要</u></p> |
| 問い合わせ | 大石田町社会福祉協議会      【TEL：35-3383】   |

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>生活福祉資金制度 総合支援資金【個人】</b>   |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。</p> <p>【対象者】<br/>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>【貸付上限額】<br/>2人以上の世帯・・・・・・・・月20万円以内<br/>単身世帯・・・・・・・・月15万円以内</p> <p>【貸付期間】<br/>原則3月以内</p> <p>【その他】<br/>据置期間 <u>1年以内</u>                      償還期限 <u>10年以内</u><br/>貸付利子 <u>無利子</u>                      保証人 <u>不要</u></p> |
| 問い合わせ | 大石田町社会福祉協議会      【TEL：35-3383】   |

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>住居確保給付金【個人】</b>   |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p>【対象者】<br/>離職又は自営業の廃業（2年以内）、もしくは同程度の状況に至り、経済的に困窮し、住居を失った方や居住を失う恐れのある方</p> <p>【支給期間】<br/>原則3ヶ月を限度としますが、一定の要件を満たす場合は、最大9か月まで支給します。</p> <p>【その他】<br/>家賃相当額を支給しますが詳細はお問い合わせください。</p> |
| 問い合わせ | 大石田町社会福祉協議会 【TEL：35-3383】  |

|       |   |
|-------|---|
| 制度の名称 | <b>生活困窮者自立相談支援事業【個人】</b>  |
| 支援の内容 | <p>【概要】<br/>様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な解決策等の支援を行います。</p> <p>【支援メニュー例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就労支援・就労準備支援</li> <li>○家計改善支援</li> <li>○住居確保給付金</li> <li>○一時生活支援</li> </ul> <p>【その他】<br/>支援メニューの詳細についてはお問い合わせください。</p> |
| 問い合わせ | 大石田町社会福祉協議会 【TEL：35-3383】   |

|       |   |
|-------|---|
| 制度の名称 | 大石田町たすけあい金庫【個人】   |
| 支援の内容 | <p>【支援内容】</p> <p>生活困窮者のため生活維持が困難な方が、以下の状況と判断される場合に貸付を行う、町民相互の信頼のもとに成り立っている制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○突発的な出費により、生活を継続するのが不可能と判断される場合</li> <li>○生活を支えるために緊急な資金を必要とする場合</li> <li>○民生委員、児童委員等が貸付けを必要と認めた場合</li> </ul> <p>【貸付上限額】</p> <p>1世帯につき無利子で10万円以内とする。</p> <p>【その他】</p> <p>対象者等の詳細はお問い合わせください。</p> |
| 問い合わせ | 大石田町社会福祉協議会 【TEL：35-3383】   |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>制度の名称</p> | <p><b>山形県商工業振興資金制度「地域経済変動対策資金」</b></p> <p><b>【事業主】</b></p>  |
| <p>支援の内容</p> | <p><b>【概要】</b><br/>         新型コロナウイルスの影響により経営に支障をきたしている県内中小企業者の資金繰りを支援するため、山形県商工業振興資金融資制度「地域経済変動対策資金」を、年 1.6%（固定）の低金利もしくは無利子で融資を行います。</p> <p><b>【融資対象者】</b><br/>         次の①または②のいずれかに該当する方</p> <p>①新型コロナウイルスの影響により、最近 1 ヶ月の売上高が前年同期と比較して減少し、かつ以後 2 ヶ月の売上高が前年同期と比較して減少することが想定される中小企業者</p> <p>②新型コロナウイルスの影響により、最近 1 ヶ月の売上高が前年同期と比較して 30%以上減少し、かつ以後 2 ヶ月を含む 3 ヶ月間の売上高が前年同期と比較して 30%以上減少することが想定される中小企業者</p> <p>※①、②ともに小規模企業者、個人事業主も対象になります。</p> <p><b>【資金の使い道】</b><br/>         経営の安定に必要な運転資金</p> <p><b>【利率】</b></p> <p>① 年 1.6%（固定）</p> <p>② 無利子</p> <p><b>【融資限度額】</b></p> <p>① 5,000 万円</p> <p>② 2 億円</p> <p><b>【貸付期間】</b><br/>         10 年以内（据置期間 2 年以内）</p> <p><b>【取扱期間】</b></p> <p>① 当分の間</p> <p>② 令和 2 年 8 月 31 日まで</p> |
| <p>問い合わせ</p> | <p>山形県産業労働部中小企業振興課内口新型コロナウイルス特別金融相談窓口</p> <p><b>【TEL：023-630-2359】</b></p>  |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>制度の名称</p> | <p><b>新型コロナウイルス感染症特別貸付【事業主】</b></p>  |
| <p>支援の内容</p> | <p><b>【概要】</b><br/>         新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業績悪化を来した方を対象に融資します。</p> <p><b>【融資対象者】</b><br/>         次の①または②のいずれかに該当する方</p> <p>①最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方</p> <p>②業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売り上げ増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近 1 ヶ月間の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少している方</p> <p>a 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む）の平均売上高<br/>         b 令和元年 12 月の売上高<br/>         c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額</p> <p><b>【資金の使い道】</b><br/>         運転資金、設備投資資金</p> <p><b>【融資限度額】</b><br/>         中小事業：3 億円、国民事業：6,000 万円</p> <p><b>【貸付期間】</b><br/>         設備：20 年以内 運転：15 年以内</p> <p><b>【その他】</b><br/>         据置期間 5 年以内<br/>         貸付利子 当初 3 年：基準金利△0.9% 4 年目以降基準金利</p> |
| <p>その他</p>   | <p>特別利子補給制度（P25）を併用することで実質的に無利子になります</p>   |
| <p>問い合わせ</p> | <p>平日 日本公庫 事業融資相談ダイヤル 【0120-154-505】<br/>         土日・祝日 日本公庫：0120-112476（国民）0120-327790（中小）</p>  |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>制度の名称</p> | <p><b>危機対応融資【事業主】</b></p>  |
| <p>支援の内容</p> | <p>【概要】<br/>         商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。</p> <p>【融資対象者】<br/>         次の①または②のいずれかに該当する方</p> <p>①最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方</p> <p>②業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売り上げ増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近 1 ヶ月間の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少している方</p> <p>a 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む）の平均売上高<br/>         b 令和元年 12 月の売上高<br/>         c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額</p> <p>【資金の使い道】<br/>         運転資金、設備投資資金</p> <p>【融資限度額】<br/>         3 億円</p> <p>【貸付期間】<br/>         設備：20 年以内    運転：15 年以内</p> <p>【その他】<br/>         据置期間 5 年以内<br/>         貸付利子 当初 3 年：基準金利△0.9% 4 年目以降基準金利</p> |
| <p>その他</p>   | <p>特別利子補給制度（P25）を併用することで実質的に無利子になります</p>   |
| <p>問い合わせ</p> | <p>商工組合中央金庫相談窓口 【0120-542-711】</p>   |





## 2. 仕事を休んだ場合の支援

### (1) 個人向け

|       |   |
|-------|---|
| 制度の名称 | <b>小学校休業等対応支援金【個人】</b>  |
| 支援の内容 | <p>【概要】</p> <p>令和2年2月27日から9月30日までの間に、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている方に支援金を支給します。</p> <p>【要件】</p> <p>以下のいずれにも該当する方が対象になります。</p> <p>(1) 保護者であること</p> <p>(2) 期間中に①又は②の子供の世話をすること</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話をすること</p> <p>②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども世話をすること</p> <p>(3) 小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結していること</p> <p>【助成内容】</p> <p>就業できなかった日について、</p> <p>2/27～3/31 まで1日当たり4,100円(定額)</p> <p>4/ 1～9/30 まで1日当たり7,500円(定額)</p> <p>【申請期間】</p> <p>令和2年12月28日まで</p> |
| 手続き方法 | 厚生労働省のホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、添付資料をと共に、所管する学校等休業助成金・支援金受付センターへ郵送してください。  |
| 問い合わせ | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター<br>0120-60-3999   |

|       |  |
|-------|--|
| 制度の名称 | <b>傷病手当金（国民健康保険）【個人】</b>   |
| 支援の内容 | <p><b>【概要】</b><br/> 傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したため仕事を休んだ場合（発熱等の症状があり、感染が疑われる場合も含む。）に、所得補償を行う制度です。</p> <p><b>【給付要件】</b><br/> 次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。<br/> ①業務災害以外の病気やケガの療養のため働くことができないこと<br/> ②4日以上仕事を休んでいること</p> <p><b>【支給期間】</b><br/> 支給を始めた日から最長1年6ヶ月の間</p> <p><b>【1日当たりの支給額】</b><br/> 傷病手当金の支給開始日の属する月以前3月間の給与等の収入合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額<br/> ※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当と支払われた給与の額の差額が支給されます。</p> |
| 手続き方法 | 具体的な手続きについては、下記までお問い合わせください。   |
| 問い合わせ | 大石田町保健福祉課 保健医療グループ 35-2111（内線 136）   |

|       |   |
|-------|---|
| 制度の名称 | <b>傷病手当金（国民健康保険以外）【個人】</b>  |
| 支援の内容 | <p><b>【概要】</b><br/> 傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得補償を行う制度です。新型コロナウイルスに感染し、療養のために働くことができない方も利用することができます。</p> <p><b>【給付要件】</b><br/> 次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。<br/> ①業務災害以外の病気やケガの療養のため働くことができないこと<br/> ②4日以上仕事を休んでいること</p> <p><b>【支給期間】</b><br/> 支給を始めた日から最長1年6ヶ月の間</p> <p><b>【1日当たりの支給額】</b><br/> 傷病手当金の支給開始日の属する月以前12月間の標準月額報酬を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額<br/> ※支払われた給与の額が傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額が支給されます。</p> |
| 手続き方法 | 具体的な手続きについては、加入している健康保険の保険者にご確認ください。  |
| 問い合わせ | 協会けんぽに加入の場合      新庄年金事務所 0233-22-2050<br>健康保険組合に加入の場合      各健康保険組合  |

## (2) 事業所向け

|              |  |
|--------------|--|
| <p>制度の名称</p> | <p><b>小学校休業等対応助成金【事業主】</b></p>   |
| <p>支援の内容</p> | <p>【概要】<br/>         令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた場合に助成金を支給します。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども<br/>         ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども</p> <p>【助成内容】<br/>         有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10<br/>         ※日額賃金は15,000円が上限になります。</p> <p>【申請期間】<br/>         令和2年12月28日まで</p> |
| <p>手続き方法</p> | <p>厚生労働省のホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、添付資料をと共に、所管する学校等休業助成金・支援金受付センターへ郵送してください。</p>  |
| <p>問い合わせ</p> | <p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター<br/>         0120-60-3999</p>   |